Q6 給料が振り込まれなかったとき、 会社に支払ってもらうにはどうすればよいですか?

法律では、給料は、「通貨で」「直接労働者に」「全額を」「**毎月1回以上」「一定期日に」**支払わなければならない、と決められています。

「毎月1回以上」「一定期日に」…**給料が支払われる間隔が空きすぎることを防ぎ、労働者の** 生活を安定させるため

全額であれ一部であれ、給料が支払われない場合は、まずその事実を会社に伝え、会社に理由 を聞きましょう。その上で、会社に支払いを求めることになります。このとき、受け取るべき金額を、過 去の給与明細や、就業規則等の内容を確認して自分で計算しておくとよいでしょう。

なお、給料には、**3年の時効**があります。3年を超えるとそれ以前の給料の支払いを求めることはできません。振り込まれていない給料がある場合は、なるべく早めに会社に請求しましょう。



(action)

- ●会社に、給料が支払われない理由を聞いてください。 事情があり遅れているのかもしれません。その場合、いつ頃支払われるか確認してください。
- ●振り込まれるはずだった金額を計算しておきましょう。
- どうしても会社が対応してくれない場合は、会社のある場所を担当する労働基準監督署に 申告することができます。

給料が支払われない理由や支払われる時期を会社に確認した
振り込まれる予定だった全額を、過去の給料明細などから計算し

□ 給料の時効である「3年」を超えていない

□ 会社に速やかな支払いを請求した

最後の確認!